

改正

平成12年3月27日規則第27号

平成23年3月22日規則第13号

多治見市都市計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市都市計画審議会条例(昭和44年条例第37号)第7条の規定に基づき、多治見市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長を選挙により選出する。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに、日時及び場所を委員及び議案に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(委員等以外の出席)

第4条 会長は、委員及び議案に関係のある臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(代理人の出席)

第5条 委員は、都合により会議に出席できないときに、代理人を出席させることはできない。ただし、会長が認めたときは、この限りでない。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、公開することにより、会議における率直な意見交換、意思決定の中立性が確保できないと認められる場合で、審議会の議を経たときは、この限りではない。

(議事録の作成)

第7条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第27号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。